|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第1　基本方針 | (1)　指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われているか。 | 介護保険法第80条第1項平26条例95第3条第1項 | ・概況説明・定款、寄附行為等・運営規程・パンフレット等 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。 | 平26条例95第3条第2項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (3)　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われているか。 | 平26条例95第3条第3項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (4)　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センタ―、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めているか。 | 平26条例95第3条第4項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (5)　指定介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | 平26条例95第3条第5項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (6)　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。 | 平26条例95第3条第6項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 第2　人員に関する基準1　介護支援専門員 | (1)　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに１以上の員数であって常勤である介護支援専門員を置いているか。 | 介護保険法第81条第１項平26条例95第5条第1項 | ・利用者に関する書類・職員名簿・職員勤務表等・勤務方法等勤務時間がわかる書類 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　(1)の員数は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第３項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に３分の１を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに、１となっているか。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではない。 | 平26条例95第5条第2項 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (3)　(2)にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年１月１日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第１項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに１とする。 | 平26条例95第5条第3項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (4)　非常勤の介護支援専門員は、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員と兼務になっていないか。 | 平11老企22第2の2の(1) |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 2　管理者 | (1)　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。 | 平26条例95第6条第1項 | ・同上 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　管理者は、主任介護支援専門員であるか。　　 *なお、以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。**・　本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生、急な退職や転居等不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届け出た場合。なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を１年間猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができることとする。**・　特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合**※令和９年３月31日までの間は、令和３年３月31日までに指定を受けている事業所については、引き続き令和３年３月31日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。* | 平26条例95第6条第2項平11老企22第2の2の(2) |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (3)　管理者は、専らその職務に従事しているか。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。①　管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合②　管理者が、他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理上支障がない場合に限る。） | 平26条例95第6条第3項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (4)　介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務となっていないか。 | 平11老企22第2の2の(2) |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 第3　運営に関する基準1　内容及び手続の説明及び同意 | (1)　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 | 介護保険法第81条第2項平26条例95第7条第1項 | ・運営規程・重要事項説明文書・利用申込書・同意に関する記録　等 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が条例第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることや等につき説明を行い、理解を得ているか。 | 平26条例95第7条第2項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (3)　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めているか。 | 平26条例95第7条第2項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (4)　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めているか。 | 平26条例95第7条第4項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 2　提供拒否の禁止 | 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではいないか。 | 平26条例95第8条 |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 3　サービス提供困難時の対応 | 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか。 | 平26条例95第9条 | ・利用申込受付簿 | [ ] 適[ ] 否 |
| 4　受給資格等の確認 | 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 | 平26条例95第10条 | ・居宅介護支援提供依頼書 | [ ] 適[ ] 否 |
| 5　要介護認定の申請に係る援助 | (1)　指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。 | 平26条例95第11条第1項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 平26条例95第11条第2項 | ・要介護認定申請書控 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (3)　指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。 | 平26条例95第11条第3項 | ・要介護認定更新申請書控・要介護認定申請書控 | [ ] 適[ ] 否 |
| 6　身分を証する書類の携行 | (1)　指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | 平26条例95第12条 | ・実態確認・就業規則・業務マニュアル・研修マニュアル | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　介護支援専門員は、介護支援専門員証を携行しているか。 |  | ・介護支援専門員証 | [ ] 適[ ] 否 |
| 7　利用料等の受領 | (1)　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額を生じさせていないか。 | 平26条例95第13条第1項 | ・居宅介護支援給付費明細書・領収証控・サービス提供票、別表 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　指定居宅介護支援事業者は、(1)の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。 | 平26条例95第13条第2項 | ・重要事項説明書・運営規程(実施区域の確認)・領収証控 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (3)　指定居宅介護支援事業者は、(2)に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | 平26条例95第13条第3項 | ・説明文書・利用申込書・同意書 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (4)　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しているか。 | 介護保険法第46条第7項(施行令第19条読替え規定) | ・領収証控 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (5)　指定居宅介護支援事業者は、領収証に指定居宅介護支援について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 | 介護保険法施行規則第78条 | ・領収証控 | [ ] 適[ ] 否 |
| 8　保険給付の請求のための証明書の交付 | 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について、利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。 | 平26条例95第14条 | ・指定居宅介護支援提供証明書控（介護給付費明細書代用可） | [ ] 適[ ] 否 |
| 9　指定居宅介護支援の基本取扱方針 | (1)　指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われているか。 | 平26条例95第15条第1項 | ・居宅サービス計画書・居宅介護支援経過 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 平26条例95第15条第2項 | ・評価を実施した記録 | [ ] 適[ ] 否 |
| 10　指定居宅介護支援の具体的取扱方針 | (1)　指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 平26条例95第16条第1号 | ・居宅サービス計画書・介護支援専門員証　等 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 平26条例95第16条第2号 | ・説明文書・業務ﾏﾆｭｱﾙ | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)の2　指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。 | 平26条例95第16条第2号の2平11老企22第2の3の(8)の③ | ・身体拘束等の記録 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)の3　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 | 平26条例95第16条第2号の3平11老企22第2の3の(8)の③ |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (3)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしているか。また、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長していないか。 | 平26条例95第16条第3号平11老企22第2の3の(8)の④ | ・週間サービス計画表・居宅サービス計画書 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (4)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点か、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めているか。 | 平26条例95第16条第4号 | ・居宅サービス計画書・課題分析の記録・介護給付等対象サービス以外のサービスの情報に関する資料 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (5)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。 | 平26条例95第16条第5号 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (6)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。また、その課題の把握に当たっては、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号）の別紙４に示す項目によって行っているか。 | 平26条例95第16条第6号平11老企22第2の3の(8)の⑦ | ・課題分析の記録 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (7)　介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 平26条例95第16条第7号 | ・居宅介護支援経過 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (8)　介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しているか。（提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指すものであり、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものではないことに留意。） | 平26条例95第16条第8号平11老企22第2の3の(8)の⑨ | ・アセスメントの記録・居宅サービス計画書・週間サービス計画表 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (9)　介護支援専門員は、サービス担当者会議を適宜開催しているか。また、サービス担当者会議（利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（主治の医師等）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等）により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 | 平26条例95第16条第9号 | ・サービス担当者会議の要点・会議予定表・サービス担当者に対する照会内容 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (10)　介護支援専門員は、利用者又はその家族が参加するサービス担当者会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器）を活用して行う場合は、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ているか。また、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。 | 平26条例95第16条第9号平11老企22第2の3の(8)の⑩ |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (11)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。居宅サービス計画原案とは、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日 老企第29号）の別紙1に示す標準様式第１表から第３表まで、第７表及び第８表に相当するものすべて を指すものである。 | 平26条例95第16条第10号平11老企22第2の3の(8)の⑪ | ・居宅サービス計画書・サービス利用票、別表控・週間サービス計画表・同意に関する記録 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (12)　介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。 | 平26条例95第16条第11号 | ・居宅サービス計画書・居宅介護支援経過 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (13)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めているか。 | 平26条例95第16条第12号 | ・指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (14)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。 | 平26条例95第16条第13号 | ・居宅介護支援経過・サービス担当者に対する照会内容・新旧居宅サービス計画書・新旧サービス利用票控 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (14)の2　介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供しているか。 | 平26条例95第16条第13号の2 | ・居宅介護支援経過・情報提供書 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (15)　介護支援専門員は、(14)に規定する実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われているか。ア　少なくとも１月に１回、利用者に面接すること。イ　アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも２月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。　　(ｱ)　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。　　(ｲ)　サービス担当者会議等において、規則で定める事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。ウ　少なくとも１月に１回、モニタリングの結果を記録すること。 | 平26条例95第16条第14号 | ・居宅介護支援経過・サービス担当者に対する照会内容・モニタリングの記録 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (16)　介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催（やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等）により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。①　要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合　②　要介護認定を受けている利用者が法第29条第１項に規定する要介護状態区分の変更を受けた場合 | 平26条例95第16条第15号 | ・サービス担当者会議の要点・サービス担当者に対する照会内容 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (17)　(3)から(13)までの規定は、(14)に規定する居宅サービス計画の変更についても、同様に取り扱っているか。 | 平26条例95第16条第16号 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (18)　介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。なお、介護保険施設への紹介に当たっては、主治医に意見を求めているか。 | 平26条例95第16条第17号平11老企22第2の3の(8)の⑱ | ・居宅介護支援経過・介護保険施設への照会記録 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (19)　介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っているか。 | 平26条例95第16条第18号 | ・介護保険施設等との連絡記録・課題分析の記録・居宅サービス計画書 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (19)の2　介護支援専門員は、居宅サービス計画に市長が定める回数以上の訪問介護（市長が定めるものに限る。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ているか。※平成30年10月施行 | 平26条例95第16条第18号の2 | ・課題分析の記録・サービス担当者会議の要点・居宅サービス計画書・訪問介護計画書 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (19)の3　介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係るサービス費等の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費等の総額に占める割合が市長が定める基準に該当する場合は、当該居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、市町村からの求めがあった場合には、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ているか。※令和３年10月施行 | 平26条例95第16条第18号の3 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (20)　介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めているか。 | 平26条例95第16条第19号 | ・主治医の意見書・主治医への照会記録・情報提供に関する記録 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (20)の2　(20)において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しているか。 | 平26条例95第16条第19号の2 | ・主治医等との連絡記録・居宅介護支援経過 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (21)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っているか。また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。 | 平26条例95第16条第20号 | ・居宅サービス計画書・主治医の意見書 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (22)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしているか。 | 平26条例95第16条第21号 | ・居宅サービス計画書・サービス利用票、別表控 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (23)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しているか。 | 平26条例95第16条第22号 | ・居宅サービス計画書 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (24)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。 | 平26条例95第16条第23号 | ・居宅サービス計画書 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (25)　介護保険支援専門員は、利用者が提示する被保険証に、認定審査会意見又は市町村による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しているか。 | 介護保険法第80条第2項平26条例95第16条第24号 | ・居宅サービス計画書 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (26)　介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っているか。 | 平26条例95第16条第25号 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (27)　指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援事業の業務が適正に実施できるよう配慮しているか。 | 平26条例95第16条第26号 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (28)　指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めているか。 | 平26条例95第16条第27号 |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 11　法定代理受領サービスに係る報告 | (1)　指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けられたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。 | 平26条例95第17条第1項 | ・給付管理票控 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して提出しているか。 | 平26条例95第17条第2項 | ・給付管理票控 | [ ] 適[ ] 否 |
| 12　利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 | 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。 | 平26条例95第18条 | ・居宅サービス計画書・サービス利用票、別表・サービス提供票、別表* 実施状況に関する記録
 | [ ] 適[ ] 否 |
| 13　利用者に関する市町村への通知 | 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。①　正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | 平26条例95第19条 | ・書類送付に関する記録・市町村に送付した通知に係る記録 | [ ] 適[ ] 否 |
| 14　管理者の責務 | (1)　指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | 平26条例95第20条第1項 | ・組織規程・運営規程・職務分担表・業務日誌等 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に、平成26年9月24日条例第95号の「第３章　運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 平26条例95第20条第2項 | ・組織規程・運営規程・職務分担表・業務日誌等 | [ ] 適[ ] 否 |
| 15　運営規程 | 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務内容③　営業日及び営業時間④　指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額⑤　通常の事業の実施地域⑥　虐待の防止のための措置に関する事項⑦　その他運営に関する重要事項 | 平26条例95第21条 | ・運営規程・指定申請及び変更届(写) | [ ] 適[ ] 否 |
| 16　勤務体制の確保 | (1)　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。具体的には、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 | 平26条例95第22条第1項平11老企22第2の3の(13)の① | ・就業規則・運営規程・雇用契約書・勤務表 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させているか。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。 | 平26条例95第22条第2項 | ・勤務表 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (3)　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 | 平26条例95第22条第3項 | ・研修受講修了証明書・研修計画 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (4)　指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。特に留意されたい内容は以下のとおりａ　事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発ｂ　相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備また、顧客等からの著しい迷惑行為の防止のために、メンタルヘルス不調への相談対応等の被害者への配慮のための取組、マニュアル作成や研修の実施等被害防止のための取り組み等を行っているか。 | 平26条例95第22条第4項平11老企22第2の3の(13)の④ | ・組織規程・運営規定・マニュアル・研修計画 | [ ] 適[ ] 否 |
| 17　業務継続計画の策定等 | (1)指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。イ　感染症に係る業務継続計画ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）ｂ　初動対応ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）ロ　災害に係る業務継続計画ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ｃ　他施設及び地域との連携 | 平26条例95第22条の2第1項 | ・業務継続計画 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、次に掲げる措置を講じているか。①　業務継続計画について周知しているか。②　必要な研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施しているか。また、新規採用時には別に研修を実施しているか。なお、感染症の業務継続計画に係る研修（又は訓練）については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修（又は訓練）と一体的に実施することも差し支えない。③　研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにしているか。④　訓練の実施は、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施しているか。 | 平26条例95第22条の2第2項平11老企22第2の3の(14)の①、③、④ | ・研修計画・訓練計画 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (3)指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 平26条例95第22条の2第3項 | ・業務継続計画 | [ ] 適[ ] 否 |
| 18　設備及び備品等 | 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。また、専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。 | 平26条例95第23条平11老企22第2の3の(15)の② | ・平面図・設備・備品台帳 | [ ] 適[ ] 否 |
| 19　介護支援専門員の健康管理 | 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | 平26条例95第24条 | ・健康管理に関する記録 | [ ] 適[ ] 否 |
| 20　感染症の予防及びまん延の防止のための措置 | 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①　当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っているか。②　当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。③　当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施しているか。また、新規採用時には感染対策研修を実施し、その内容を記録しているか。訓練の実施は、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施しているか。 | 平26条例95第24条の2平26規則54第4条平11老企22第2の3の(16) | ・委員会の記録・指針・研修に関する記録 | [ ] 適[ ] 否 |
| 21　掲示 | (1)　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は重要事項を記載した書面をいつでも関係者に自由に閲覧させるよう備え付けているか。 | 平26条例95第25条第1項第25条第2項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　重要事項をウェブサイトに掲載しているか。*※（令和７年４月１日より義務化）。* | 平26条例95第25条第3項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 22　秘密保持等 | (1)　指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 平26条例95第26条第1項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。 | 平26条例95第26条第2項 | ・就業時の取り決め等の記録 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (3)　指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 | 平26条例95第26条第3項 | ・利用者の同意書・実際に使用された文書等(会議資料等)・家族の同意書 | [ ] 適[ ] 否 |
| 23　広告 | 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | 平26条例95第27条 | ・パンフレット等・ポスター等・広告 | [ ] 適[ ] 否 |
| 24　居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等 | (1)　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。また、指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示を行っていないか。 | 平26条例95第28条第1項平11老企22第2の3の(19)の① |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。また、介護支援専門員は居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けていないか。 | 平26条例95第28条第2項平11老企22第2の3の(19)の② |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (3)　指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 平26条例95第28条第3項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 25　苦情処理 | (1)　指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。具体的には、当該指定居宅介護支援事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示しているか。 | 平26条例95第29条第1項平11老企22第2の3の(20)の① | ・運営規程・掲示物・苦情に関する記録・指定申請書の写 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　指定居宅介護支援事業所は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容を記録しているか。 | 平26条例95第29条第2項 | ・苦情に関する記録 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (3)　指定居宅介護支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 | 平11老企22第2の3の(20)の② | ・取組に関する記録 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (4)　指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平26条例95第29条第3項 | ・指導等に関する記録 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (5)　指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。 | 平26条例95第29条第4項 | ・報告に関する記録 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (6)　指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。 | 平26条例95第29条第5項 | ・苦情に関する記録・援助に関する記録 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (7)　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力しているか。また、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平26条例95第29条第6項 | ・指導等に関する記録 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (8)　指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(7)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 | 平26条例95第29条第7項 | ・報告に関する記録 | [ ] 適[ ] 否 |
| 26　事故発生時の対応 | (1)　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 平26条例95第30条第1項 | ・事故対応マニュアル・事故に関する記録　等 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　指定居宅介護支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 | 平26条例95第30条第2項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (3)　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。 | 平26条例95第30条第3項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (4)　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 | 平11老企22第2の3の(21)の③ |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 27　虐待の防止 | 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又は再発の未然防止、早期発見及び迅速かつ適切な対応のため、次に掲げる措置を講じているか。①　虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等の措置がとられているか。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしているか。②　虐待が発生した場合には、迅速かつ適切に市町村の窓口に通報し、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めているか。③　当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下、「虐待防止検討委員会」という。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っているか。なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。④　当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。また、虐待の防止のための指針には、次の項目が盛り込まれているか。イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ハ　虐待の防止のための職場研修に関する基本方針ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項⑤　当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年１回以上）に実施し、記録しているか。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施しているか。⑥　③から⑤に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。また、当該担当者は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めているか。 | 平26条例95第30条の2平26規則54第5条平11老企22第2の3の(22) | ・相談体制、津方窓口の周知文書・委員会の記録・指針・研修計画・研修の記録 | [ ] 適[ ] 否 |
| 28　会計の区分 | (1)　指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 平26条例95第31条 | ・会計関係書類 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)具体的な会計処理方法等については別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）等を参考として適切に行われているか。 |  |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 29　記録の整備 | (1)　指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。 | 平26条例95第32条第1項 | ・従業員に関する名簿・設備台帳・備品台帳・会計関係書類 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しているか。①　第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録②　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳イ　居宅サービス計画ロ　第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録ハ　第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録ニ　第16条第14号に規定するモニタリングの結果の記録③　第16条第２号の３の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録第19条に係る市町村への通知に係る記録④　第19条の規定による市町村への通知に係る記録⑤　第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録⑥　第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 平26条例95第32条第2項 | ・各種保存書類・居宅ｻｰﾋﾞｽ計画表・居宅介護支援経過（ｱｾｽﾒﾝﾄ・ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの結果記録）・ｻｰﾋﾞｽ担当者会議の要点・身体拘束等の記録・市町村への通知に係る記録・苦情に関する記録・事故に関する記録 | [ ] 適[ ] 否 |
| 第４　変更の届出等 | 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規則第133条で定める事項に変更があったときは、施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を福山市長に届け出ているか。また、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止したときは、施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を福山市長に届け出ること。 | 介護保険法第82条 | ・変更届出書類の控・定款・寄付行為及びその登記簿の謄本又は条例　等・事業所の平面図・運営規程・職員名簿・廃止・休止・再開届出書類の控 | [ ] 適[ ] 否 |
| 第５　雑則 | (1)　指定居宅介護支援事業者及び指定居達介護支援の提供に当たる者は、書面（平成26年9月24日条例第95号の第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第二十四号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く）の作成、保存等を電磁的記録により行う場合、次のいずれにも適合しているか。①電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法によること②電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によることア　作成された電磁気記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法イ　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法③電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報音適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること | 平26条例95第34条第1項平11老企22第2の5の(1) |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、書面に代えて電磁的方法により行う場合、事前に利用者等の承諾を得ているか。また、当該交付、説明、同意、承諾、締結等を電磁的方法により行う場合、次に掲げる方法で行っているか。①　電磁的方法による交付は、平成26年9月24日条例第95号の第７条第２項から８項までの規定に準じた方法②　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等に準じた方法③　電磁的方法による締結は、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用する方法④　その他、平成26年9月24日条例第95号の第34条２項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法（ただし、平成26年9月24日条例第95号又は平成11年７月29日老企第22号通知の規程により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと）⑤　個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守した方法 | 平26条例95第34条第2項平11老企22第2の5の(2)令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省「押印についてのＱ＆Ａ」 | ・利用者等の承諾書等 | [ ] 適[ ] 否 |
| 第６　介護給付費の算定及び取扱い１　基本的事項 | (1)　指定居宅介護支援に要する費用の額は、平成12年2月10日厚生省告示第20号の別表「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」により算定されているか。 | 介護保険法第46条第2項平12厚告20の一 | ・サービス利用票、別表控・給付管理票・介護給付明細書「指定居宅介護支援ｻｰﾋﾞｽｺｰﾄﾞ表」参照 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　指定居宅介護支援に要する費用の額は、平成12年2月10日厚生省告示第22号（厚生大臣が定める１単位の単価を定める件）に定める１単位の単価に(1)の別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 | 平12厚告20の二 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (3)　(1)(2)により指定居宅介護支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算しているか。 | 平12厚告20の三 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (4)　次の①から②の居宅介護支援費は、要介護である利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、給付管理票を提出している指定居宅介護支援事業者について、次の区分に応じ、それぞれの所定単位数を算定しているか。①　居宅介護支援費（Ⅰ）（一）居宅介護支援費（ⅰ）指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、指定介護予防支援に係る利用者（厚生労働大臣が定める地域 （平成 24 年厚生労働省告示第 120 号） に該当する地域に住所を有する利用者を除く。）数に3分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の常勤換算方法で算定した員数で除して得た数（取扱件数）が45未満である場合又は45以上の場合において、45未満の部分について算定（二）居宅介護支援費（ⅱ）取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分について算定（三）居宅介護支援費（ⅲ）取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分について算定②　居宅介護支援費（Ⅱ）ケアプラン連携データシステムの活用又は事務職員の配置を行っている指定居宅介護支援事業者が、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、給付管理票を提出している場合について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定することができる。ただし、別に市長が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所は、②の（一）を適用する。（一）居宅介護支援費（ⅰ）取扱件数が50未満である場合又は50以上である場合において、50未満の部分について算定する。（二）居宅介護支援費（ⅱ）取扱件数が50以上である場合において、50以上60未満の部分について算定する。（三）居宅介護支援費（ⅲ）取扱件数が50以上である場合において、60以上の部分について算定する。 | 平12厚告20の別表のイ注1、注2平26条例95第17条第１項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  |  |  |  |  |

※平26条例95：「福山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成26年9月24日条例第95号）

※平26規則54「福山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則」（平成26年12月22日規則第54号）

※平12厚告20：「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日　厚生省告示第20号）

※平11老企22「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年７月29日老企第22号）